

2007年8月レポート

国別見出し：

タイ

- 1 発明家、発明品からの金儲け法を学ぶ
- 2 模倣薬品を標的に
- 3 専門家ニセ薬の危険性を警告
- 4 EUのマンドルソン氏、薬価問題でタイを警告
- 5 表彰されたタイのレスキューロボット、特許化へ
- 6 ニセ薬、東南アジア市場に流入
- 7 米国大使、特許騒動の解決を首相に要請
- 8 模倣品撲滅への戦い、道は険しく
- 9 省庁は強制実施権で一致
- 10 強制実施権、国連フォーラムで賞賛される
- 11 タイは強制実施権のパイオニア
- 12 スイスの会社、タイに薬品提供
- 13 ハーブのインフルエンザ治療薬、米国特許を視野に
- 14 強制実施権政策への要望あり

マレーシア

- 1 反海賊対策とIPエンフォースメントの最近の動き
- 2 海賊版DVDの嗅ぎわけで探知犬、表彰される
- 3 Aussinoユニット、違法ソフトの使用で罰金

シンガポール

1. ゲーム開発者、著作権侵害で有罪

フィリピン

- 1 NBI、130万ペソ相当のニセのLeeジーンズを押収
- 2 NBI、パラニャーケ市で違法ソフト使用のコンピューター押収
- 3 低価格薬品法案により、特許法の見直し求められる
- 4 薬事法、フィリピンで先決議案に

インドネシア

1. インドネシアと米国、IPRの作業グループ設置へ
2. 警察は模倣品販売モールに照準を合わせよ

ベトナム

1. 日本、知的財産の電子システム強化を援助

ラオス

1. 960万キープの模倣品焼却される

インド

- 1 アップネ、海賊版に打ち勝つ
- 2 インド、パキスタン共同でバスマティ米のpatent化を阻止
- 3 知的財産権に関するインド・スイス協定準備中
- 4 スイス系製薬大手ノバルティス社のインド特許法への挑戦却下される
- 5 インド、FutureGen計画に向け、IPRの共同所有を目指す
- 6 政府、小さな変更も特許を認可か
- 7 コピーキャットが特許法薬を丸飲み
- 8 CII、IPオーナー国家委員会を設置
- 9 特許と知的財産法への行政官のセンス向上へ
- 10 米国のNGO団体、アボット社のインドでの特許請求に挑戦
- 11 IPの共有化に向けた法的枠組み

パキスタン

1. 米大使館、知的財産権サイバー捜査訓練計画を立上げ
2. パキスタン、米国にIPR侵害捜査で協力要請

カタール

1. カタール、GCC商標法を承認

アラブ首長国連邦

1. UAE、1,600kgのニセのバイアグラを押収

タイ

1. 発明家、発明品からの金儲け法を学ぶ (ネーション紙、タイ、2007年8月2日付)

知的財産局は、タイの発明の商業化促進を目指した新計画で、タイ人の発明家に発明を商業利用することで利益を得る方法を伝授する。

ウィブーンラサナ・ルアムラクサ副局長は、知財局では今年度タイでの特許登録件数の5%増を期待しており、新発明の中で良質なものを選別することにより、これが達成できると見込んでいる。昨年度、同局では14-17%の特許登録増を望んでいた。

「我々は量より質を目指している」と副局長は述べ更に続けた。「タイを含めて、世界の問題は発明の質の悪さだ。中国では1,200件以上の特許が登録され、世界全体では5,500万件の特許がある。しかし、その中で商業化されたものは非常に少ない。特許、実用新案、商標、著作物の商業化率はきわめて低い。なぜなら、多くの発明家は自らの作品を商業利用し、又はその価値を最大化する方法を知らないからだ」。

新計画では、知財局は発明家にどのような契約を結ぶべきかをアドバイスするための比較検討情報を提供する。例えば、発明家はその作品を直ちに売却すべきか、あるいは長期契約からの収入を目指すべきかなどである。知財局ではまた利益を最大化するため、発明家の作品の特許、実用新案、商標、営業秘密として登録すべきかの助言を与える。

「タイの発明家は、食品、ハーブ、省エネなどの商業性のある分野でも仕事をし始めている。しかし、彼らはその発明をどうしたらよいかかわからない。発明家が発明品から利益を得るため助力を受けている一方、ビジネス界はその商業化の方法を会得していく。私は発明家は投資家にはならず、発明に専念する方を好む。考案することができる人は非常に少ない。彼らは自分が得意なことをすべきだ」とウィブーンラサナ副局長は述べた。

先月、知財局は第5回IPフェアを後援した。3日間のイベントには17,000人以上の入場者が訪れ、何人かの特許権者は1億2,000万バーツの商業化契約成立にこぎつけた。他の5億バーツのプロジェクトは依然交渉中である。

ウィブーンラサナ副局長は、同局ではまた200万から500万バーツをかけ、世界の発明データを収集し一般の利用に供すセンター設立を計画していると述べた。

2. 模倣薬品を標的に (ネーション紙、タイ、2007年8月9日付)

知的財産局と他の6機関は一般の健康を脅かすと思われる模倣薬の摘発を来月、開始する。知財局の担当官は多くの観光地で模倣薬の輸入品を発見した。

政府はコピー薬の製薬業者に対し取締りを強化するとプアンラット・アサアピシット局長は述べた。食品薬事局のレポートによれば、今年度上半期で33のニセ薬販売業者が逮捕され、34万900件の製品が没収された。昨年度は285件の事件で74,500件の商品が押収された。

ニセ薬は一般的であり、近隣諸国から簡単に輸入される。これらのニセ薬はパタヤ、コサムイ、プーケット及びバンコクのパッポンの夜店で自由に販売されている。精力剤パイアグラの偽物も広く出回っていると知財局では語る。

さらに、高価な心臓病薬、コレステロール関連や抗がん剤の模倣品も入手可能である。鎮痛剤も簡単にコピーされている。

プアンラット局長は政府は模倣薬の取締りを積極的に行うと述べた。同局は他の政府部局や民間機関と協力しており、この協力関係は9月10日に関係者間で協定が署名されることにより一層強化されるだろう。

米国大手製薬会社ファイザーは、同社の調査によると、タイで販売されているバイアグラの半数は偽物であり、同社の特許を侵害していると知的財産局に対して訴えた。

プアンラット局長は当地で販売されている偽物薬は国内で製造されたものではないと述べた。それにもかかわらずタイのイメージと消費者保護のため摘発は必要である。同局はまた商標侵害の事例を追及しており、警察は偽造薬品の輸入業者による営業妨害をやめさせようと努力していると述べた。

3. 専門家ニセ薬の危険性を警告

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年8月9日付)

健康問題専門家は、国内と近隣諸国の市場に出回っている偽物の勃起不全薬と抗マラリア薬の危険性を警告した。

食品薬事局の薬剤師Praphon Angtrakul氏は、偽造薬品は国内の製薬業者のために良好な製造環境を作り出そうとする、タイ国の意気込みを削ぐものだと述べた。

「この問題は国のイメージを傷つけ、製薬業の水準を落とすものであり、真剣に取り組むべき問題だ。特に、タイが依然として米国通商代表部の優先監視国に指定されており、知的財産権が多いに関係しているの」と昨日、良好な製造環境に関する会議の席上で同氏は述べた。

偽造薬品はしばしば有害物又は効果のない物質を含んでおり、それが病気、けが、死亡原因にもなる。

Praphon氏はタイではインターネットで盛んに販売されている勃起不全薬、マラリア及び結核治療薬のほとんどは偽物だと述べた。あるものは宅配便サービスや郵送で、又は店頭で販売される。

「タイの製薬の販売高はほぼ800億バーツ(年間)に上る。しかしニセ薬の販売はそれ以上の利益を上げている」と同氏は述べた。

このFDA職員によれば、世界保健機関(WHO)では最近カンボジアの製薬市場を視察し、抗生物質、ペニシリン、パラセタモン、ビタミン剤を含むほとんどの偽造薬が、既に閉鎖されているタイの違法工場で製造されていたと報告している。

FDAでは登録済の製薬会社がニセ薬の製造に関わっていないか調査中である。しかしニセ薬の結果に苦しんでいるのはタイだけではない。世界中で、特に発展途上国の間でこの問題は急速に増加していると報告は伝えている。WHOによれば例えばアジアとラテンアメリカでは模倣品の販売は市場の30%に達する。

FDAのシリワット・ティプタラドン局長は、チェックポイントが国境周辺に設置され、ニセ薬の密売を食い止めようとしていると述べた。しかしマラリア、結核、鳥インフルエンザの問題はタイだけでなく、他の周辺諸国で大きな問題だと認めた。

シリワット局長は、模倣薬は全く成分を変えられ、あるものは澱粉のような全く効果のない成分や、パラセタモンのような安価な成分からできていると述べた。

「貧しい者は、健康被害や死をも招きかねないニセ薬の犠牲となる」と同氏は述べた。

発展途上国で発見される二セ薬にはほとんどの場合、ステロイド剤、ホルモン剤、抗アレルギー薬が含まれ、インドと中国は模倣薬の製造と密売の主要拠点として知られていると同氏はさらに述べた。

ウィーンに本拠を置く麻薬監視機関である国際麻薬統制委員会は、この3月に世界中に広がる死亡原因となる二セ薬の報告を発表し、国連とWHOに対しこの問題に対処するため十分な資源を持たない加盟国を援助するよう促した。

4. EUのマンデルソン氏、薬価問題でタイを警告 (アジェンス・フランセ・プレス、2007年8月10日付)

欧州連合の通商コミッショナーのピーター・マンデルソン氏は、タイ政府が製薬業者の高価な医薬品の価格を引き下げるため圧力をかけることに対し警告した。

ビジネス紙によれば、マンデルソン氏は、タイは「薬品に対し新しいアプローチをとろうとしており」、軍事政権は「もし製薬会社がタイでの事業を望むなら、ジェネリック薬の5%増し以内で製品を提供すべきだと述べた」と書簡で述べている。

「このアプローチは欧州連合にとり関心事であり、特許制度や新薬の開発発明にとっては悪影響をもたらすだろう」。

「タイはかつて強制実施権の使用拡大で西洋諸国を脅かし問題を起こした。強制実施権は世界貿易機関(WTO)の規則で認められており、これにより各国は国民の保健のため製薬特許保護を一時的に中止させることができる。

マンデルソン氏は、また、タイの動きはWTO条約の違反の可能性もあり、バンコク政府が製薬業者と交渉することを勧めたと報道されている。

FT紙によれば、タイは7月に出されたこの書簡に回答していない。

5. 表彰されたタイのレスキューロボット、特許化へ (ネーション紙、タイ、2007年8月13日付)

世界チャンピオンのタイのレスキューロボットは特許登録され、深南部の軍隊の補助として初の実用化に向け商業開発が進められる。米国で開催された今年度の世界ロボカップ大会で優勝したバンコク北キング・モンクット国立工科大学の学生チームは、軍隊と同大学は第一線で使用するロボット生産のための話し合いを行った。

チームメンバーのPinit Khueansuwongによれば、ロボットは間もなく大量生産に入り、これにより価値が上がる。ロボットの生産費用は20万から40万パーツだが、改良されれば500万パーツ以上の価格にもなる。

他のチームメンバーのAdisak Duangkaewによれば、現在検討されている使用例は、水中での人命救助、爆弾の探知、収集、破壊作業である。

知的財産局のプアンラット・アサワピシット局長は同局ではタイの若者の発明心の重要性を認識したと述べた。特許は、ロボットが商業化されたときその技術を保護するだけでなく、世界市場で先進的なタイ製品の価値を向上させると局長は語った。

6. 二セ薬、東南アジア市場に流入 (ファーマ・マーケットレター、2007年8月17日付)

タイの食品薬事局は国内及び近隣諸国市場へのニセ薬の流入を警戒し、その多くは中国やインドで製造されたと疑われるため、輸入品の監視で国境周辺での検問を強化している。FDAスポークスマンのプラポン・アントラクン氏は、「この問題は我が国のイメージと薬品製造の水準を落とすもので、特に、タイが、知的財産権が大きくかかわる米国通商代表部の優先警戒国に位置づけられている現在では、真剣に取り組まねばならない問題だ」と述べた。

プラポン氏によれば、隣国カンボジアへの世界保健機関の査察で、抗生物質、パラセタモン、ビタミンC錠剤を含むほとんどの偽造医薬品は、タイの既に閉鎖されている違法製造現場で製造されたものと疑われている。タイ食品薬事局は登録済の製薬業者がこの違法取引に関与しているかどうかの調査を実行中である。

7. 米国大使、特許騒動の解決を首相に要請

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年8月18日付)

タイ駐在の米国大使はスラユット・チュラノン首相に、保健省の強制実施権政策への介入を要請した。

ラルフ・ボイス大使は7月20日付の書簡で、下火となっている強制実施権の問題が、「保健省が強制実施権の対象となる薬品の追加リストを積極的に検討中」であるため、再浮上することへの懸念を表明していた。

「米国政府は、タイを含むすべての国が、新しくより進んだ医療を開発する役割を演じ、その恩恵を受けることが大切と考える。特許を含む知的財産権の強力な保護は、この過程の重要部分だ」とラルフ大使は述べた。

大使は、世界貿易機関(WTO)の全加盟国は緊急事態に対応するため適切に使用する裁量を認められているが、これらの決定は軽々しく行わずに、最後の手段であるべきだと述べた。

スラポン・ジャヤナマ首相秘書官は、先月初め、保健省の政務次官に対し、この問題で共通の取組みを求めるため、外務省と商業省を含めた他の関係機関と検討するよう要請した。

保健省は来週、エイズ患者、心臓病及びガン患者ネットワーク、労働省、社会保険局を含めた関係者と会議を持つ予定である。

米国大使の懸念は、欧州連合の通商コミッショナー、ピーター・マンデルソン氏が、彼のカウンターパートであるクルククライ・チラベート商業相、及びニット・ビブソンクラム外務相、モンコン・ナ・ソククラ保健相に充てた論議を呼んだ書簡の中で、タイの強制実施権の範囲を広げた使用に対して抗議を行ったことに続くものだった。

8. 模倣品撲滅への戦い、道は険しく

(タイ・ニュース・サービス、2007年8月20日付)

今日まで、20億パーツ相当の知的財産権侵害物を押収した。その中には海賊版VCD、DVD及びCD、ニセのリーバイス・ジーンズ、栗、フグの偽物まで、およそ模倣のできるすべての商品が含まれると、ウィス氏は、驚くべき5ヶ月間の任務の成果を述べた。

GMMグラミー社のYongsak Ekprachyasa販売マーケティング部長は、彼のスタッフより、最近の実地調査では海賊版CDとDVDの出店数が少なくなっているとの報告を受けたと述

べる。

問題はインターネットの出現により悪化したと、ハリウッドの7大スタジオの圧力団体である映画協会のアジア太平洋地域部長エドワード・ニューブロンナー氏は語る。世界で同一日に新作を封切するという傾向にもかかわらず、依然海賊版が横行する。

タイでは、侵害者はインターネットから映画をダウンロードし、映画にタイ語の吹き替えを挿入しMP3レコーダーで保存する。シンクロ版の製品がその翌日には市場に出回る。

タイ語吹き替えの外国映画は草の根レベルで問題となっていると、ワーナーブラザーズと20世紀フォックス・タイランドの総支配人ヘンリー・トラン氏は述べる。産業全体では15%の成長ではあったが、海賊版映画は同産業の収入源を塞いでいる。チケット売り場で2週間販売されていたであろう映画が、観客の減少のため1週間で引き上げられてしまうとトラン氏は述べる。

さらに事態を悪化させているのは、国内のテレビ放送局が映画の海賊版を放映していることだ。この種の目に余る犯罪が蔓延するのは、法の執行者が共犯である場合のみだ。全領域の政治家と公務員が関わっているとウイス氏は述べる。このような犯罪の蔓延を一掃するには当該者の厳罰と免職が必要だが、それは余り起こっていない。

9. 省庁は強制実施権で一致

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年8月22日付)

欧州委員会が、強制実施権の広範な使用に対し否定的な反応を受けているバンコクに警告を与えたが、商業省と保健省は、特許の破棄に対するタイの立場を堅持した。

ECの通商コミッショナー、ピーター・マンデルソン氏充ての書簡で、モンコン・ナ・ソクラ保健相は、タイ政府の強制実施権の使用は特定の医薬品に対してのみだと説明した。どんな特許薬でも価格がジェネリック薬の5%増以内なら、保健省では特許を破棄することなく、当該特許薬を購入すると大臣は述べた。

クルククライ・チラベート商業相は2週間前にECに説明の書簡を送り、タイの薬事政策への通商コミッショナーの懸念を和らげようとした。マンデルソン氏は「CL発動の経過の透明性への不安を和らげ、タイ政府の特許権者との交渉のオープン性を確信すべきだ」と大臣は語る。

「特許薬への強制実施権発動でタイ政府が取った行為は、世界貿易機関と知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Trips)に対する我が国の義務に沿ったものである」と、クルククライ大臣は書簡で述べた。

書簡では、保健省が、適切と思われる特許薬に強制実施権を発動する責任官庁であることも述べられている。

現在、必須特許薬の入手増を検討している委員会は、製薬会社との価格交渉は、保健省と当該会社との協調により驚くべき進展を見せ、近い将来には満足の行く結果に到達するだろうと、大臣は同書簡で述べた。

一方、エイズと共に生きる人々のタイネットワーク、エイズ・アクセス・ファンデーション、オックスファム(Oxfam)、国境のない医師団を含む、国内外の関連諸団体は、ECと米国からの強まる圧力に対抗し、タイの強制実施権政策に対する団体の立場を本日表明する。

タイ駐在米国大使はスラクット・チュラノン首相に対し、強制実施権の広範囲な使用の可能性に対する懸念を最近、表明した。

10. 強制実施権、国連フォーラムで賞賛される

(バンコクポスト紙、プライムニュース欄、1ページ、タイ、2007年8月23日付)

保健省は心臓薬プラビックスのジェネリック薬を強制実施権の下でインドから輸入することを決定した。この政策は他国のお手本として国連機関と健康問題推進グループから賞賛された。

200万錠のclopidogrel の最初の船荷が2ヵ月後に予定されていると、政府製薬機構(GPO)のウィチャイ・チョークウィワット委員長は述べた。この心臓薬はインドの製薬会社M-cure により提供され、4つの応札の中で一番入札価格が低く、1錠1.01 バーツである。この価格は市場に出回る特許薬の1錠当たりの価格70バーツと比較される。

11. タイは強制実施権のパイオニア

(バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB1、タイ、2007年8月24日付)

国連貿易開発会議(Unctad)のスパチャイ・パニチャクディ事務局長によれば、薬への強制実施権の使用は、途上国が世界貿易機関の知的財産ルールに基づき権利を行使できる現実的なステップである。

スパチャイ氏は、WTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Trips) は加盟国が必要な場合、強制実施権を発動し、薬品を製造し又は低価格国より輸入することを認めている。

「逼迫した危機の際2つの選択肢がある」「薬を自国で製造するか、より安いソースから輸入するかである。Unctadはその考えに反対しない」と同氏は述べる。

今週初め、タイ政府は普及している心臓病薬プラビックスのジェネリック薬をインドから輸入すると発表した。政府では既にエイズ薬エファビレンツとカレトラに対し、強制実施権を発動している。

同氏は、タイが強制実施権を発動後、製薬業界は同国に対してもう少し協力的であるべきだと苦言を呈した。

スパチャイ事務局長は、途上国は自国の生物多様性に関する知的財産権を活用すべきだとも述べた。また、米国大統領の通商問題を議会の修正権なしに交渉する権限は消滅したが、現在のWTOラウンドでは農家への補助金問題に、より積極的だという観測を述べた。

12. スイスの会社、タイに薬品提供

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、3ページ、タイ、2007年8月25日付)

保健省は、スイスの白血病治療薬の製造者が、タイの全患者の需要を満たす薬を寄付することを約束したため、白血病治療薬製造に対する強制実施権の発動予定を中止した。

しかし同省は、米国や欧州連合からの圧力にもかかわらず、他の薬への強制実施権の中止は行わない。政府は、強制実施権は人命を救うものであり、発動は十分に検討されるだろうと主張する。

保健問題スペシャリストで、政府のCL政策検討委員会の委員長を務めるウィチャイ・チョークウィワット氏は、ノバルティス・インターナショナルAG社は、モンコン・ナ・ソククラ保健相

に、慢性骨髄性白血病(CML)患者の需要を満たすため、グリベック (Glivec) のブランド名で imatinib を寄付すると伝えてきた。

先にウィチャイ氏は、ほとんどのCML患者が治療を受けることができないので、保健省は、この治療薬にCLを発動する計画であったと述べた。同氏は又食品薬事局、外務省、労働省、商業省、及び科学省の代表、エイズ活動家と会議を持ち、強制実施権の発動を中止するようという最近の米国からの文書要請について話し合った。

7月20日付の書簡はラルフ・ボイス米国大使よりスラユット・チュラノン首相宛に提出された。ウィチャイ氏によれば、この会議では、政府は人々が重い病気の治療薬の入手を確実にする義務があるので、CL政策は継続すべしという結論であった。

同氏によれば、政府はGilead Sciences 社の提案を検討している。同社では、エイズ感染者で、かつ麻薬を常習しC型肝炎を併発している患者に対する、テノフォヴァ (tenofovir) 抗レトロウイルス薬の製造に対し、ロイヤルティーの減額を申し出ている。同委員長は会議の結果を保健相と首相に報告する。

13. ハーブのインフルエンザ治療薬、米国特許を視野に

(ネーション紙、プライムニュース欄、ページ1A、タイ、2007年8月28日付)

医科学局はインフルエンザの治療に役立つと思われるハーブ抽出物を発見し、米国での特許化を希望している。ポンパン・ウォンマニー副長官によれば、法律アドバイザーチームが特許の詳細を検討している。

臨床実験では、ヒメボウキ(hypis suaveolens) の抽出物3,000mg が人体に投与され、データによればインフルエンザウイルスの50%が死滅することが示された。ワロップ・タイヌア副保健大臣によれば、保健省はこの薬草から抽出されたテルペノイドからこの薬品を製造し、2年以内には使用可能と予測している。

14. 強制実施権政策への要望あり

(ネーション紙、国内ニュース欄、ページ2A、タイ、2007年8月29日付)

地元の健康推進団体は、国民に廉価な薬の提供を保証するため、強制実施権を国家政策の一部とするよう政党に圧力をかけた。チュラロンコン大学薬学部のジラポン・リムパナント氏は、次の総選挙後の新政権と強制実施権の未来につき懸念を表した。

政府製薬機構の研究開発部門の副部長アチャラ・エクセンシー氏は、保健省が心臓病治療薬へ強制実施権を発動し廉価版の輸入に成功したので、新政権にとって新薬への強制実施権発動は容易であろうと述べた。

タイ国立リサーチ・カウンシル(NRCT)の化学・薬学研究グループのモントリー・チュラバナトン委員長は、政府は強制実施権消滅後、薬と保健システムの両方の未来を熟慮しなければならぬと述べた。

マレーシア

1. 反海賊対策とIPエンフォースメントの最近の動き

(Mondaqビジネス・ブリーフィング、2007年8月19日付)

政府の反海賊版対策の一環として、ソフトの海賊版押収のための摘発が数多く行われている。MDTCAのIskandar Halim副長官(開発担当)は、昨年のエンフォースメントの強化にもかかわらず、海賊版率が依然60%あることに驚きを表したが、同省は今年は海賊行為に対し更に厳しく対応することを誓った。「これは我々の活動が成功しているにもかかわらず、手を休めることはできないということだ」と副長官は述べる。

海賊版の監視役ビジネス・ソフトウェア・アライアンスによれば、2006年にソフトウェアの小売商は10億RM近くの損害を被った。第4回の国際ソフトウェア海賊版調査ではソフトの海賊版による損害額は、昨年度の1億4,900万米ドル(5億2,150万RM)から2億8,900万米ドル(9億8,320万RM)へと倍増している。同調査によれば、国内のソフト海賊版率は昨年同様、2年続けて60%のままであり、アジア地域の平均値より5%高い。

損害額の増加はマレーシアのPC市場の拡大に起因しており、PCの利用者がこれまでになく増加しているとBSA反海賊版対策部長のタラン・ソーニー氏は語る。「ビジネスは価値連鎖を押し上げ、オートデスクのCADのようなより精巧なソフトを必要とする。このようにしてプログラムの市場価値を押し上げる」と指摘し、このような環境がソフトの海賊版ビジネスを生み出していると付け加えた。BSAは、6年前には70%であった国内の海賊版率が、この間で10%下がったことは良い結果だと評価した。

MDTCAと民間の調査員が協力したもう1つの事件がある。2人の商標所有者から、地元の2業者がインターネットで疑わしい商品を提供しているとの訴えを受けて、50万RM相当のプリンターカートリッジの模倣品が押収された。ロンドンからの3人の調査員は13名のエンフォースメント捜査官の協力を得て、5月17日に、タマン・チェラス・バルの2つの店舗を摘発し、11,500個ほどのキャノン、HP、エプソンのカートリッジを押収した。

1972年通商表示法により、模倣品を製造販売した者は最高で10万RMの罰金か3年の実刑、又はその両方に科せられる。さらに再犯者は最高20万RMの罰金か5年の実刑、又はその両方である。

エンフォースメント部署のAhmad Dahuri Mahmud 副局長は、3人の商標所有者はインターネットで疑わしいカートリッジの広告を見て、試しにそれを申し込んだ。

Ahmad Dahuri Mahmud 副局長によれば、「これらの調査員は1ヶ月前に我々の部署とコンタクトを取り、マレーシアの輸出業者から今年初め、本物のプリンターカートリッジを提供するという申し出を受けたと伝えてきた」。同部署では、この業者が模倣品を販売していると疑った。調査員は摘発の際発見されたカートリッジは模倣品であることを確認した。

摘発の現場では誰も逮捕されなかったが、Ahmad Dahuri副局長は同部署では犯人を把握しており、追跡する。「2人の容疑者は更に多くの模倣プリンターカートリッジをどこかに隠匿していると睨んでいる」と述べる。

最後に、著作権侵害で新しい理由が挙げられた。コピーサービスの店主が、大学の教科書のコピー55部は学生の利益のためであるという理由で刑の軽減を求め控訴した。41歳のシン・ウェイ・ハング被告は、違法コピーを個人的な家庭内での使用以外で所有した場合に

罪となるという、1987年著作権法第41条(1)(d)により有罪となった。複写機によるコピー本の販売は大した利益にはならないと被告は言う。被告が所有するコピー本のタイトルは「ASレベル」、「Aレベル・ビジネス研究」、「生物2」及び「Aレベル数学」のテキスト・シリーズが含まれ、著作権者はケンブリッジ大学プレスである。

MDTCAのエンフォースメント担当官はこの店にコピー本があるという情報を受けた。Muhamad Aizudin Mohd検察官は裁判所に相当の刑を科すよう求めた。ナマラ・サリム判事は各コピー本に300RM、総額16,500RMの罰金を科し、被告は直ちに支払った。

2. 海賊版DVDの嗅ぎわけで探知犬、表彰される

(バンコクポスト紙、プライムニュース欄、ページ1 & 5、タイ、2007年8月21日付)

DVDを嗅ぎ分ける訓練を受けた2匹の犬が、映画の海賊版業者に打撃を与えた5ヶ月間のキャンペーンでの活躍で、マレーシア政府からメダルを授与された。黒のラブラドル犬のラッキーとフロはDVD製造の際使用される化学物質を探知するよう訓練されており、海賊業者の在庫からディスクを見つけ出したことで、荣誉ある功労賞を受けた最初の動物となったと、映画協会の声明は発表した。

犬を用いたキャンペーンにより、26人の逮捕者と600万米ドルの違法ディスクを押収した。マレーシアは海賊行為で米国の監視国となっているが、ワシントンとの自由貿易交渉も継続中であり、海賊業者への取締りでは劇的な成果を挙げている。

映画の海賊業者は、ラッキーとフロが3月にジョホール州南部で違法DVD販売業者一味を壊滅させた後、2匹に対し10万リンギットの懸賞金をかけたほどで、それ以来、2匹は厳重に警護されているとMPAは伝える。

3. Aussinoユニット、違法ソフトの使用で罰金

(ビジネス・タイムズ・シンガポール、2007年8月23日付)

シンガポールで上場されているAussinoグループのマレーシアの子会社は、今月初め違法ソフトの使用で国内で有罪とされた。反海賊版団体であるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)が管理するホットラインからの情報により、マレーシア当局はAussino Malaysia Sdn Bhd社の摘発を行い、コンピューターに8枚の違法アドビソフトのコピーを発見した。

この家具と寝具の小売商は8月8日に有罪となり、8万RM(\$34,996)の罰金を科せられた。マレーシアの著作権法では、ソフトの違法コピー1枚あたりに2,000から20,000RMの罰金及び/又は最長5年の刑を科すことができる。

Aussino Malaysia Sdn Bhd社はまた、マレーシアで新規に設立された知的財産(IP)裁判所で刑を宣告された最初の会社となり、違法コピー1枚あたり1万RMの罰金は、同国著作権法侵害で科せられた罰金の最高額という記録を作った。

マレーシア当局は知的財産侵害に対しエンフォースメント活動を強化し、本年ソフトのライセンス侵害が疑われる22件の摘発を行った。摘発により、今日まで、41万1,000RM相当のコンピューターと周辺機器、及び280万RM相当の違法ソフトの押収につながった。今年初めシンガポールでは、ソフト著作権侵害の疑いで2つの会社が摘発された。

シンガポール

ゲーム開発者、著作権侵害で有罪

(ビジネス・タイムス・シンガポール、2007年8月15日付)

ビデオゲームの開発者ブーンティ・アジア社は違法ソフトの使用で告発され、改正シンガポール著作権法で法的措置の対象となった2件目の会社となった。

ブーンティ社は世界25カ国以上に支社を持つ多国籍企業の国内支社であり、ソフトの著作権侵害で5点にわたり告発された。

警察側が詳細にした告発内容は、会社は42件の違法ソフトを社内のコンピューターシステムにインストールし、これらはイメージ編集用ツールであるアドビ・フォトショップ、ウェブ上で使用許諾を与えるマクロメディア・ドリームウィーバー、マイクロソフト・オフィス、シマンテックのウイルス対策ツールを含む。

この告発に続き、本年2月に、警察はクレイモア通りのはずれのブーンティ社の事務所を摘発した。その際、8台のサーバー、8台のデスクトップ・コンピューター、14台のノートブック、何枚かのCD-ROMが捜査用に押収された。

捜査官は、マイクロソフトやアドビを含む各企業が支援する反海賊版企業グループであるビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)からの情報に基づき摘発を行った。

有罪となった場合、同社の経営者は最大で6ヶ月の刑又は最高で2万ドルの罰金、あるいはその両方を科せられる。加えて、ブーンティ社はソフトの生産者から別途民事訴訟を起こされる可能性もある。

フィリピン

1. NBI、130万ペソ相当のニセのLeeジーンズを押収 (フィリピン・ニュース・エージェンシー、2007年8月4日付)

国家捜査局(NBI)の捜査官は今週初め、一連のパサイ市の摘発で、130万ペソ相当のニセのリー・ジーンズを押収した。

NBI知的財産部(IPRD)の地域部長エルフレン・メネシーズ・Jr. 弁護士の指揮のもと行われた摘発では、エンフォースメント担当官は、シグナルウエイ・ジェネラルマーチャンダイズ社とUso-Uso スタイルファッション社の2ヶ所の販売店及び倉庫から、ニセのジーンズを押収した。

同じく摘発されたのは、チェン・メイ・シャン及び/又はロイダ・ポリオンズ所有の、パサイ市タフト・アビニュー・イクステンションのGalleria Baclaran ショッピングモール1階の店番号I E 7-8のロイダ・ポリオンズ・ファッションハウスである。

NBI捜査官は3ヶ所の施設から1,106本の偽物のリー・ジーンズを押収した。当局はこれらの施設を監視状態に置き、市場調査会社のオリオン・サポート社が収集したデータを検証するため試し買いを行った。摘発された施設の所有者に対し商標侵害による告発の準備が進められている。

2. NBI、パラニャーケ市で違法ソフト使用のコンピューター押収 (フィリピン・ニュースエージェンシー、2007年8月8日付)

国家捜査局(NBI)捜査官はパラニャーケ市の会社から、違法ソフトが発見された何千ペソ相当ものコンピューターを押収した。

エルフレン・メネシーズ・Jr. 弁護士が率いるNBI知的財産部(IPRD)は、火曜日の11時30分にマニラ国際貨物運送業社に対し摘発を行った。

マニラRTC第33支部のレイノルドG. ロス判事は、パラニャーケ市バランゲイサンディオニシオ、カビハスナン通り、オイスタープラザコーナーのユニットCの1階と2階の同社の事務所の摘発を命じた。

この捜査はマイクロソフト社、アドビシステム社、シマンテック・コーポレーションの代理人であるフェデリス・アンド・アソシエイツ法律事務所からの訴えに応じて行われた。捜査報告書ではNBIのAdjutor N. Larosa 特別捜査官は、担当官は違法なアドビソフトを使用したPC 5台と、シマンテックソフトのディスクインストーラーを押収したと述べた。

押収商品の推計時価は31万ペソである。摘発された会社の所有者及び運営者はRA第8293号(著作権侵害)違反の罪で告発される。

3. 低価格薬品法案により、特許法の見直し求められる (フィリピン・デイリー・インクワイラー、2007年8月9日付)

知的財産局は、安価な薬のための法案可決により、特許法の近代化を求めた。IPフィリピンのアドリアン・クリストバルJr.局長は法案は、現行の知的財産法の何条かに修正を加えるもので、特許化できない発明、特許権の制限、政府による発明の利用、薬の輸入の場合の商

標所有者に与えられる権利の制限に関連した改正であると述べた。

「IP法の特定の条項を明確化することで法案は、一方ではフィリピン人の健康権、他方では特許権者の権利、これらのバランスを保つ」とクリストバル局長は述べた。

「これらの改正点は60年に及ぶ特許制度の中で、21世紀の国民保健の必要性に対応できるように法を近代化するものだ」と局長は付け加えた。

クリストバル局長は提案されている法案の条項は、国内の同業者の薬価より低価格の薬を外国から輸入する道を開くものだ」と述べた。

「これは我が国が加盟している世界貿易機関の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に一致するものだ」と局長は述べた。

IPフィリピンの特許局は発明特許を登録し、付与する。特許は更新できず、所有者に法的権利を与え、それにより他者が特定の期間、特許物を使用することを禁じている。その見返りとして他者は特許情報の開示を受ける。

4. 薬事法、フィリピンで先決議案に

(アジア・パルス、2007年8月13日付)

マー・ロクサス上院議員は日曜日、提案されている薬価低減のための法案は、今週にも予想される上院通商保健委員会の編成が行われ次第、先決議案として可決されるだろうと述べた。

第13回及び第14回の両国会で上院通商委員会の委員長を務めるロクサス上院議員は、提案されている法案は既に先国会の第3読会で集中的な審議検討の後、承認されていると述べた。

ロクサス議員は、先国会の第3読会を通過した法案と同内容の上院法案第101号を提案した。法案は保健委員会の主導権を握るピア・カタノ上院議員との共同提案である。

前回の国会同様、法案が全会一致で支持され、上院第3読会で再び可決されることが期待される。

ロクサス議員はまた、下院のホセ・デ・ベニシア議長が法案の迅速な通過を約束していることから、今回は下院での法案可決を期待している。同議員はまた、アロヨ大統領自身も施政方針演説で、今国会の優先課題としてこの法案の名を挙げたと述べた。

ロクサス議員は、製薬特許に柔軟性を求める戦いは国際的なものであり、世界の様々な場所で勝利が得られ始めたとも述べた。

「国際的な場ですべての者が入手できる救命薬をつくるためのステップがとられている。我々もこれに取り残されてはならない」とも述べる。

同議員はインドの法廷が、ノバルティスAG社が起こしたガン治療薬グリベックに対する特許侵害訴えを却下したことに勇気付けられたと語る。スイスの製薬会社は昨年、インド法が、1995年以降に開発され、既存の薬品の単なる変更には過ぎない薬品に対する特許を禁止している点を攻撃した。

これとは別に、法案は、国内では特許が消滅していない薬の廉価版の輸入の合法的化の仕組みを提供している。これらは並行輸入として知られており、欧州連合諸国、日本、アルゼンチン、カンボジア、タイ、ベトナムで既に実行されている。

多国籍製薬企業の牙城として知られる米国でも、下院で国外からの安価な薬の輸入を認める法案が近時可決されたことにより、このような試みが緒に着き始めた。

この法案はまた「先行的作業の原則」を含み、それによればジェネリック薬製造者は特許

の消滅以前に特許薬の実験、製造、特許薬の登録が認められる。この原則は既に米国、日本、カナダ、イスラエル、タイで大きな価格引下げをもたらしていると議員は述べた。

最後に、法案は、特許権者に正当な補償の枠組みを与えるという条件で、国民の健康が危機に瀕した際は特許の使用権限を政府に与えようとするものだ。

法案の支持者には様々な利害関係団体が含まれる。それらは、Ayos na Gamot sa Abot-Kayang Presyo (AGAP)、Cut the Cost, Cut the Pain Network (3CPNet)、第3世界ネットワークや他の民間団体及びグループ、世界保健機関やOXFAMインターナショナルのような国際機関、フィリピン製薬業協会(PCPI)やフィリピン薬局協会(DSAP)などの国内製薬業、保健省、通商産業省、知的財産局、フィリピン国際通商公社のような政府機関及び他の諸機関を含む。

インドネシア

1. インドネシアと米国、IPR の作業グループ設置へ (アジア・パルス、2007年8月9日付)

政府筋によれば、米国とインドネシア政府は国内の知的財産権の現状を討論するための作業グループを発足させることに合意した。

アブダル・バリ・アゼット知的財産権総局長官によれば、作業グループでは米国通商代表部(USTR)とインドネシア政府との間で定期的に情報交換のための会議を開催する。

両サイドが十分な情報を得るために、いかなる権利の侵害も作業グループにより話合われるとバリ長官は述べた。

長官は、米国はインドネシアの知的財産権分野での法エンフォースメントに関する見解を修正し、インドネシアはもはや知的財産権の最悪の侵害国ではないと付け加えた。

2. 警察は模倣品販売モールに照準を合わせよ (ジャカルタポスト紙、インドネシア、2007年8月30日付)

インドネシアの反模倣品協会は、警察に対し、模倣品が広範に販売されているショッピングセンターの運営者に職務質問するよう要請した。

「警察はショッピングセンターの運営者を質問し、模倣品流通の捜査を進展させるべきだ」と、同協会の法的代理人イブラヒム・セネン氏は、ショッピングセンター運営者の侵害への責任追及の小委員会が発言し、知的財産法では、侵害商品の生産者、流通者、消費者のみが責任を負うと述べた。

「しかし、警察はショッピングセンターの運営者に対し、刑法第56条に基づき、犯罪幫助の罪を問うことにより、彼らに対しアクションを起こす事ができる」と説明した。

インドネシアは、海賊版コンパクトディスクからニセのデザイナー商品まで侵害商品を展示する、模倣品の安全市場であった。電気製品、デザイナー服飾品、自動車部品などの偽造商品は、低所得層だけでなく裕福な人々によっても購入されている。

「ほとんどが中国からの輸入品だ」と同氏は述べる。

国家警察本部の捜査官Jan De Fretes副官は討論の中で、警察は容疑者がショッピングセンターの運営者が関与していると自白した場合にのみ彼らを尋問できると述べた。

「運営者の関与を示すものがない限り、運営者は捜査の対象とならない」と同捜査官は述べた。

この会議でのもう1人のスピーカーであるインドネシア・ショッピングセンター・マネジメント協会のステファナス・リドワン委員長はショッピングモールの運営者に質問することはあまり効果がないだろうと述べた。

「効果的ではないだろう。なぜならほとんどの模倣商品はトレードセンターで販売され、ほとんどの運営者は所有者ではなく、店舗所有者組合に雇われ、店の経営を任されている」と同氏は語った。

「トレードセンターは通常、リースではなく、デベロッパーから店舗所有者に売却され、店舗所有者は後に組合を結成する。組合はトレードセンター・ビルとその活動を管理するため運営者を雇う。

ジャン捜査官はこのアイデアを実行するのは困難だ。なぜなら運営者の定義が、トレードセンターのように雇われて経営を任されているのか、モールのようにビルの所有者か、不明確であるからと述べた。

ベトナム

日本、知的財産の電子システム強化を援助

(ベトナム・ニュース・エージェンシー・ブルティン、2007年8月8日付)

日本の国際協力事業団(JICA) は、ベトナムでオンラインの知的財産登録システムの立上げを支援している。

8月7日のセミナーで、ベトナム国家知的財産権庁(NOIP)は、日本政府がこのプロジェクトにODAで5億3,000万円の資金を投入すると報告した。このプロジェクトには、公共のための知財図書館の設置も含まれる。

企業は商標、特許、意匠に関する情報をウェブサイトwww.noip.gov.vn から入手可能で、ベトナムでの知財登録も電子的にできる。本プロジェクトは2009年3月に完了予定である。

ラオス

960万キーブの模倣品焼却される

(アジア太平洋ニュースエージェンシー機関、2007年8月3日付)

ベトナム科学技術環境局は関係機関との協力の下、日本のユニチャーム製品の模倣品を処分した。この際に焼却された模倣品は、7月11日から16日の間、首都圏の小売店や市場から押収された960万キーブ相当の商品だ。

この偽物は、国内で商標登録済の日本のユニチャーム社の知的財産を侵害している。さらに、これらの製品は消費者にとり安全性に欠け、ユニチャーム社の評判を傷つける恐れもあると、首相府の知的財産標準化度量衡局のYiun Sysavath 部長は述べた。

この焼却処分は、国際資産会議でのラオス人民政府の誓いとラオス国内の生産と事業の競争性の促進を示すものである。これは首都ビエンチャン当局が行う2回目の模倣品破壊行動である。第1回目は数年前にSaythany地域で行われ、何百万キーブ相当の模倣品が破壊された。当局ではさらに2008年半ばに他の押収模倣品を処分するものと思われる、ビエンチャン科学技術環境副局長は述べた。

インド

1. アップネ、海賊版に打ち勝つ

(ザ・タイムズ・オブ・インド、2007年8月2日付)

消息筋によると、 कांग्रेस党(NCP)党首およびMLAサチン・アヒール氏の妻で映画演出家、サンギータ・アヒール女史の努力のおかげで、これまでのところApne(映画名)の海賊版は1枚もない。

確かに、サンギータ・アヒール女史は、海賊行為との戦いを正面切って国会に持ち込み、そこでこの問題は討議される事になった。同女史は「海賊行為は刑事事件である。重大な犯罪であり、映画業界に大きな損失をもたらしている。

海賊行為は、映画産業に被害を与えるだけではなく、増える一方だが、税金はまったく払わないので、国家そして社会に悪い影響を与える。また倫理的及び芸術的問題でもある。

知的財産権は、海賊行為者によって強奪されつつあるが、国会から肯定的な反応を得て、このような悪事を壊滅させるまで、私たちは戦い続ける」と語る。兎に角、映画制作者にも希望が持てそうだ。

2. インド、パキスタン共同でバスマティ米のpatent化を阻止

(アジア・太平洋ニュース・エイジェンシー組織、2007年8月2日付)

インドとパキスタンは、第三国によるバスマティ米のpatent化を共同で阻止する事を決定し、今年末には、両国の2銀行が国境を越えて営業する事になった。また相互貿易を2010年には現在の5倍に当たる100億米ドルに引き上げ、また商業的関係をより密にするという合意に沿った政策の一環として、インドはパキスタンからセメント輸入を促進する考えた。

2日間にわたる商務長官レベルの話し合いで、両国は、ワガ(Wagah)経由で国境を越えるトラック・サービスの開設に関する提案、ムンナバオ コックラパール・ルートの貨物輸送サービス設置に関するインド側の提案について討議しあった。タスクフォースを設置して非関税問題を検討するというインド側の約束により、パキスタンは鉄道ルートでインド茶を輸入する事に同意した。

両国は、地理的表示(GI)を悪用した登録からバスマティ米を保護するために、共同で作業を進める事を決定した。パキスタンは、この米の品種は同国によって開発されたもので、インドはこのブランド名では輸出する権利はないと主張した。これに対して、「インドはこの件について検討すると約束した」と、会議の後で発表された共同声明が明らかにした。

インドとパキスタンは、両国no

2銀行が2007年12月31日までに国境を越えて支店を開設する事に同意しあった。さらにインドは、パキスタンからのセメント輸入を認めるために、認可プロセスの「迅速な推進」を約束した。またインドは第三者による認可も認めるよう方針変更すると同声明は述べた。

3. 知的財産権に関するインド・スイス協定準備中

(ザ・プレストラスト・オブ・インド・リミテッド、2007年8月5日付)

インドは、スイスとの相互経済協力を推進させるため、知的財産権(IPRs)に関する合意に

調印するだろう。

「スイスの連邦閣僚兼経済相ドリス・ロイタルト女史のインド訪問を間近に控えて、現在、インド・スイス間の知的財産権に関する覚書を準備中である」と正式な声明が今日、発表された。

訪問が予定されるスイスの経済大臣は、インド側カマル・ナット商業・産業大臣とインドにおけるスイスのビジネスの枠組条件についても話し合う予定だ。

提案される覚書は、前年度と比較して2006 - 2007年に30%増となったインド・スイス間貿易を背景としたものだ。スイスは、外国直接投資(FDI)の承認件数で第16位であり、FDI累積総額は第10位だ。

インドは、スイスに対して、貴石・宝石類、薬品、医療薬及び機械・器具を輸出し、逆にスイスからゴールド、機械類、医療製品を輸入している。

外国直接投資は、1991年から2006年にかけて11億1千万米ドルを超えたが、スイスからの直接投資は、燃料、テレコム、化学薬品、冶金産業部門に集まっている。

4. スイス系製薬大手ノバルティス社のインド特許法への挑戦却下される (アソシエート・プレス・ニュースワイヤー、2007年8月6日付)

インド法廷は、スイス系大手製薬会社ノバルティス社のインド特許法に対する訴えを却下した。この判決は、医療援助団体から発展途上国の何百万という貧しい患者にとっての勝利だと歓迎された。

ノバルティス側は、新薬或いは改良薬の定義に関する裁判所の判決は、知的財産権の考えをないがしろにするもので、長期的に見れば新薬開発にとってマイナスだと語ったが、上訴はしないとの事だ。

ヨーロッパとインドではGlivicとして知られている、白血病の新治療薬Gleevecの特許申請を認めないインド特許法にノバルティス社は挑戦したわけだ。

2005年1月1日に施行されたインド特許法は、インドが世界貿易機関に加盟した1995年以降に発明された製品或いは効能の増加を示すような最新医薬品に対して特許を認めるものだ。

ノバルティス側は、改良薬Gleevecは人体により容易に吸収されるものだと主張する。しかしインドの製薬会社や医療援助団体は、Gleevecは、実は1995年以前に発明され、現在インドで後発医薬品としてコストダウンを図って製造されている薬を基に改良されたものに過ぎないとの見解を示した。

医療援助団体は、ノバルティス社が勝利して、抗エイズ薬を含む必須医薬品の特許保護を求める製薬会社に対する前例になる事を恐れていた。これらの医薬品は現在いくつかの国々で安価に製造されている。

インドの製薬会社は、その他の多くの後発医薬品を、ブランド薬の何分の一かの低価格で製造し、それらは低価格医薬品の需要が高い発展途上国で広く使用されている。

南インドの都市チェンナイの裁判所の判決は遺憾なものだと、ノバルティス社は表明する。しかし同法廷は、特許法に対する挑戦は却下したものの、Gleevecの具体的ケースについては、未だ判決を下していない。

「我々はこの判決に反対だが、最高裁判所には上告しないだろう」と、ノバルティス・インド社のランジット・シャハ二代表取締役は語る。「確かに、インド特許法には不適切な点が存在し、これがインドにおける特許と公衆衛生にマイナスの影響を与えている」と、ノバルティス社

の開発研究主任、ポール・ヘーリング氏は説明する。

「医学の発展は、多くの発明を通して達成される。もしインドの特許法がこのように大切な進歩を認めないなら、患者たちは、より新しくより良い薬の恩恵をこうむる事はない」とも語る。

いくつかのインド系製薬会社がGleevecのコピー薬を製造しているが、スイス系会社の課す月当たりの投薬量2,600米ドル(1,900ユーロ)の10分の1の価格で販売している。しかしノバルティス社によると、国際援助プログラムの下で、インド国内の該当する患者の99%に対してGleevecが無料で支給されているという。

5. インド、FutureGen計画に向け、IPRの共同所有を目指す

(ザ・プレス・トラスト・オブ・インド・リミテッド、2007年8月7日付)

インドは、廃棄物ゼロの火力発電所設置を目的とする20億米ドルのFutureGen計画において、共同開発されるテクノロジーの知的財産権を他の国々と一緒に所有したいと考えている。

インドは、共同活動で生じる知的財産権の保護と分配に関するFutureGen計画の付則-1の再検討を要請している。

「これは不公平で、ほとんどすべてが米国中心だ。共同活動で生じる知的財産権は共同で所有され、商業上の利益も平等に分配されるべきというのが我々の立場だ」と消息筋が伝えた。

米国によって提案されたFutureGen計画は、2012年までに275MWの廃棄物ゼロの石炭火力発電所の建設を目指している。

同消息筋によると、インド・米国間の科学技術協力契約に従って、参加国によって雇用される或いは金銭的援助を受ける人物によって考案された知的財産権は、両国の共同所有となるという。

「この計画の進行過程で生まれた知的財産権の利用或いはライセンスなどについて、それぞれの国が自国において、すべての権利を持つべきである」と語る。

これは、アメリカ合衆国政府が、世界中で特許を使用する通常実施権を持つ事を認める米国法と対立するものだ。

付即-1は、すべての参加国が該当する知的財産権に平等にアクセスできるように再検討されるべきだと述べ、またエネルギー所管省は、代替案として米国との技術協力契約について検討するかもしれないと付言した。

石油・天然ガス公社、NTPC 及びインド石炭会社は、BHPビリトン社など世界有数の発掘・エネルギー関係会社を含めたFutureGen産業アライアンスに参加するため、目的を特定した推進母体の設置を予定している。

6. 政府、小さな変更も特許を認可か

(ザ・エコノミック・タイムズ、2007年8月9日付)

政府は、RA・マシエルカール博士の率いる委員会の特許に関する報告書について、「技術的に不適切な箇所」の修正を待ってはいるが、委員会の重要な勧告である連続的イノベーションの奨励については受け入れた模様だ。

政府筋によると、連続的イノベーションの奨励は、インドの製薬会社と患者にとって有効な

ものだと確信したという。

「R&Dに何十億米ドルもの投資を必要とする新しい分子の発見だけに特許を認めるのは賢明ではない。インド系の会社にはそんな余裕はない。従って、物質の既知の効果をより促進する既存物質の新形態についても特許を認める方法を探している」とある政府高官は語る。

さらに、ある物資の「既知の効用を強化する」とは何かを特許審査官に理解させるた、指針となる基準作りに政府は取り組んでいる。現在、そのような指針は存在しないため、多くの「連続的イノベーション」は、特許が付与されていない。

業界関係者及び知的財産専門家を含む検討が広範に行われており、その基準は、来月末には準備ができると同高官は語る。「新しい分子ではないが、新しい形態の薬で、患者の画期的な回復をもたらすものは、特許の対象と見なされ得る」と語り、「効用の強化」の意味についても説明した。

「効用の強化」に関する指針ができれば、審査官は、「連続的イノベーション」と一般的に「evergreening」と呼ばれるものとの差異を容易に区別する事ができるようになる。

マシエルカール報告書によると、「evergreeningとは、既成特許品に対する些細な意味のない変更を加え特許期間を延長しようとする行為で、その一方「連続的イノベーション」とは、元の特許品に継続的発展を加えることで、インドのような国にとって計り知れない価値をもたらす」という。

7. コピーキャットが特許法薬を丸飲み

(ザ・エコノミック・タイムズ、2007年8月13日付)

インド特許法の重要条項は、多国籍製薬会社ノバルティスの法的挑戦を受けているが、世界的な現象を巻き起こしている。

アジア・太平洋地域の10数カ国は、薬品の研究開発において、画期的発明でないかぎり、製薬会社の特許取得を困難にさせるような、大いに論議の対象となっている条項を採用しよう計画だ。

この条項は、どのような医薬品であれば特許に値するかを規定する。これは安価なライバル製品を阻止する目的で、特許に値する新製品と称して、実は古い医薬を新しい瓶に詰めただけで防衛線を張るたぐいの製薬会社を防止するものだ。

モルディブ、パキスタン、スリランカ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、バングラデッシュが、インド特許法の第3条を積極的に採用しようとしている。「いろいろな国々からこの条項に関する問い合わせを多く受けている。すでに、フィリピンは同様な条文に改正している」と商業・産業省のある官吏が語る。

2005年に完成医薬品に対して特許を付与した諸国は、世界貿易機関への義務順守に更なる柔軟性を要求していると、インド医薬品アライアンス(IPA)のDG・シャー事務局長は話す。

これとは別に、米国は医療費の急上昇を抑えるため法律改正を進めている。「米国が実施すれば、EUとカナダが追随する」と、540億ドル規模の後発医療品業界を代表する国際ジェネリック医薬品協会会長でもあるシャー氏は語り、このような改革は業界を後押しすると述べた。

先週、マドラス高等裁判所は、ノバルティス社が曖昧模糊で恣意的だと批判した、インド特許法の条項と説明を強く支持した。訴えを却下しつつ、同裁判所は、法律が特定の特許

クレームを受ける可能性をすべて明示するのは不可能だとの判断を示した。「法律は一般的条項のみを規定するもので、司法が法律の内容と意図を吟味し、条文に生命と力を吹き込みめばよい。

条項は指針の欠落のため曖昧だという事はない。条項には十分な指針が盛り込まれている」と法廷は明言する。「同じ条項が多国籍企業と国内の会社に適用される。そこには差別はない」と、米国の政治的圧力そして左派からの強い風当たりの中で、2005年の法律草案を作成した商業省のある官吏は語る。ある情報筋によると、ノバルティスは、この条項がWTOの知的財産権への取り組みと合致しないという、裁判所の権限外のコメントを、声明文として取り付けようとした。しかしこの嘆願は却下された。

8. CII、IPオーナー国家委員会を設置

(プレス・トラスト・オブ・インディア・リミティッド、2007年8月16日付)

国内の知的財産所有者利益擁護のため、産業部会のCIIは知的財産所有者国家委員会の設置を発表した。

CIIの発表によれば、IBMインドの代表取締役、シャンカー・アナスワミー氏が座長を務める委員会は、法律事務所、国際機関、研究機関、政策立案部門からの代表者による初めての会議を開催する。

この発表によれば、委員会は、IP所有者の可能な権利を擁護するとともに、メンバーの法的、国際関連の権益を支援し、最新のIP問題を分析し、知的財産権の重要性につき一般市民に情報を提供し普及を図る。

9. 特許と知的財産法への行政官のセンス向上へ

(ヒンダスタン・タイムズ、2007年8月17日付)

S. Rajuディビジョン・コミッショナー - (地域行政長官) は、行政は、公務員が特許及び知的財産権 (IPR) への感覚を磨くためのプロセスに間もなく着手すると発表した。意義深いことに、当地のクマオン大学も同様な動きの「開始を予定」している。

同コミッショナーは、この動きは当地のウッタラカンド・アカデミー・オブ・アドミニストレーションにより開始されるだろうとセミナーで述べた。「我々はこのアカデミーを、特許と知的財産法の関連規則について公務員を養成する地域センターとして開発する計画である」と、同コミッショナーは、イノベーション管理における特許とIP問題の地域セミナーで行ったショートスピーチで明かにした。

この1日のセミナーはウッタラカンド州科学技術カウンスル(U-COST)、デーラドン市、国立研究開発公社(NRDC)で共催された。

公務員がIPRと特許法への見識を与えられる最適な時期である現在、特に、WTO条約後の、列強国が互いに、文字通り世界規模のマーケットシェア獲得でしのぎを削る時代には、この動きが不可欠だと同コミッショナーは述べた。

10. 米国のNGO団体、アボット社のインドでの特許請求に挑戦

(アジア・パルス、2007年8月21日付)

米国の非政府組織は、米国の製薬会社アボット・ラボラトリーズ社のインド特許局への抗

エイズ薬ロピナビルとリトナビル(Lopinavir /Ritonavir)の混合薬の特許出願に対し抗議した。

このNGO団体、イニシアチブ・フォー・メディスン・アクセス&ノウリッジ(I-MAK)は、アボット社がAluviaというブランド名で販売するロピナビル/リトナビルの混合薬に対して特許を出願したことに抗議している。

「アボット社のロピナビル/リトナビルの錠剤に対する出願は進歩的ではなく、もし特許が付与されれば他者が低価格版を供給する妨げとなる」とI-MAKのター・アミン代表は述べた。

インドの製薬会社Cipla はロピナビル/リトナビル錠剤のジェネリック薬を提供している。世界保健機関はこの混合薬を抗レトロウイルス治療に勧めている。インドの他にI-MAK はヨーロッパ特許局に異議を申し立てている。

I-MAKは声明の中で、「ロピナビル/リトナビルは新薬ではなく、既に何年か前から知られ、調剤されている」と述べた。

アボット社は旧来薬を別の方法で再調合しただけで、新規性はなく、インド法でもヨーロッパ法でも特許には該当しないと声明は述べている。

この米国のNGOは、アボット社はポリマーPVP のような既知の成分を、旧来の混合薬ロピナビル/リトナビルに、Meltrex という特許化された技術を使用し、加えただけで新規性を主張していると訴えている。

11. IPの共有化に向けた法的枠組み

(*エコノミック・タイムス*, 2007年8月31日付)

主として製薬とバイオ分野の研究で、政府の補助金を利用した企業団体は、まもなく、共同作業により生み出された知財を共有化するための法的枠組みを与えられる。

現在政府は、業界、大学、他の官民の団体が行う特定の研究に対し、返済不要の補助金及びソフトローンの形で援助を提供している。この動きは最近成果を見せ始めた公的支援を受けた研究の一層の拡大へとつながる。

これはまたナノ・テクノロジー研究の進展にもつながると見られている。この技術に政府は多くの資金を割り振っているがこれまでのところ反応は芳しくなかった。

現在のところ、政府の資金を得ている大学と独立研究機関は、研究結果を商業化する義務がなく、主に産業界の仕事であった。発明は資金提供機関の所有となり、無駄となってしまうこともあり、発明家には何の報奨もなかった。

新法制では、資金提供機関と研究者、業界の間に今まで欠けていた現実的な交流接触を進める法的枠組みを設定する。

「我が国がIPRの創出で遅れをとっている理由の1つは、我々の発明が研究開発機関の枠内に留まり、商業化されていないことだ。バイオテクノロジー局では現在、政府援助の研究開発に刺激を与え、国内の発明環境を促進させるため、2007年公的支援による研究開発プロジェクト(知的財産の保護、利用、規制)法の原案作成中である」と政府筋は述べる。

法案の条項によれば、政府資金により援助を受けるR&D機関は、自ら選択した国々で自らの発明保護のため出願を行い、その商業化から発生する利益を使うことが認められる。資金援助機関(政府)は、研究機関が選択しなかった国でのみIPRの出願ができる。

パキスタン

1. 米大使館、知的財産権サイバー捜査訓練計画を立上げ (パキスタン・プレス国際情報サービス、2007年8月13日付)

パキスタンは過去2年間、知的財産権計画を推進させるためのステップを踏み、米国はこの進歩を認めていると、ピーター・ボッド米国代理大使は述べた。大使は知的財産法週間の開始に当たりスピーチを行った。

米国大使館が企画したエンフォースメントとサイバー捜査訓練は、連邦捜査機関(FIA)、地方警察、内務省の法のエンフォースメント専門家、及び高等教育機関及び法曹界からの代表向けである。

IPR法エンフォースメント訓練は、パキスタン政府と米国が経済成長、イノベーション、安全のためのよりよい環境作りに向けた協力を実証するものだとしてピーター・ボッド米国代理大使は述べた。パキスタンがIPR体制を強化し、世界中で競争力を保つ合法的産業の恩恵を十分に受けるためにパキスタンができることはまだまだあると、代理大使はさらに述べた。訓練の目的は法のエンフォースメント担当者に、知的財産権関連犯罪を捜査し起訴する知識と技術を与えることだ。

FIAの新IPR犯罪ユニットに焦点を置き、このユニットは法務局、マイクロソフト、レコード、映画産業からのトレーニングを受ける。米国代理大使は、経済成長とIPR保護は手と手を取り合い進むものだとして述べた。

世界経済フォーラムの報告では、知的財産保護で世界のベスト20に含まれる諸国は、すべて、成長と競争力で世界のトップ27国に含まれている。反対に、知的財産体制の最も脆弱な20カ国は、成長と競争力で下位36カ国に含まれると、同大使は述べる。

パキスタンではケーブルテレビ、音楽、ソフトウェアの海賊行為率は90%を超える。これは政府の税収に600億ルピーの損失をもたらす。これらの徴収不能の税は、国民の役に立つ教育やインフラ整備に使うことができたかもしれないと、この米国の高官は述べた。

このトレーニングにより、法エンフォースメント担当官は、特にインターネットや光ディスクの海賊行為で、IPR犯罪の捜査を向上させることができる。訓練により、証拠を精査し、IPR事件を法廷に持ち込むための最良の任務遂行の技が得られる。

2. パキスタン、米国にIPR侵害捜査で協力要請 (BBC南アジアモニタリング、2007年8月19日付)

米国は知的財産(IPR)侵害捜査のためパキスタンとの協力を継続し、近代的訓練技術をエンフォースメント担当官に提供する。

ピーター・ボッド米国大使館公使は、最新技術とCDとDVDの海賊版、模倣品を発見するための最新装置の使用法を中心とした1週間に及び研修を締めくくり、スピーチを行った。

ボッド公使は、この種の犯罪の発見には高度の専門性が必要なため、このような機会は重要であり、サイバー犯罪専門の特別チームは犯罪一味を発見する役目があると述べた。

米国公使は米国政府機関は45億米ドルの模倣品の販売を防ぐことに成功したと述べた。

ボッド公使は、FIA(連邦捜査機関)のIPR犯罪チームはパキスタンに知識経済を創造し、全分野での経済成長に貢献する環境を作り出す助力となると述べ、これは米国機関との協

力による複雑な犯罪探知のレベル向上を目指す一連のワークショップの一環であり、将来も引き続き同様な訓練を行うことを確約した。

FIAのTariq Pervez 長官は研修の最後に、IPR侵害は国際犯罪とテロリストのネットワークが、裏の動機のため利用する恐れがあり深刻な問題だと述べた。

公使によれば、州当局にIPR侵害に対処するための特別チームを設置するよう要請している。公使はまた、知的財産権(IPR)侵害に対処するため連邦捜査機関(FIA) 内部に設置された特別委員会では、担当者に米国の専門家からの訓練を受けさせることで、さらに士気が上がるだろうと述べた。

Pervez長官は首相の指示により、FIA内にIPR施策執行の為の特別室が設置されたと述べた。著作権法は2005年よりFIA憲章の上に置かれ、FIAは引き続きこのキャンペーンの先導役を務める。

長官は、FIAは知的財産機関(IPO) と密接な関係を維持しており、また、このトレーニングはテロ対策を含む他の分野での両国の緊密な連携を反映するものだと述べた。FIAの侵害制圧への努力により、パキスタンは米国貿易通商部の監視国指定を解除された。

カタール

カタール、GCC商標法を承認

(カタール・ニュース・ダイジェスト、2007年8月7日付)

地元メディアの報道によれば、カタールの法廷推定相続人、タミーム・ビン・ハマド・ビン・ハリーファ・アール・サーニ皇太子は、2007年8月6日に、湾岸協力会議諸国の新商標法を承認した。

新法は商業協力コミッション(Commercial Cooperation Commission)が、法の施行に向け新法を準備し公報に掲載し、6ヵ月後に施行される。法は商標登録と商標登録に関する禁止事項を規定している。

法によれば、商標登録は、GCCの個人と、製造工場、販売業者、製造者、職人の所有者である法人組織に認められる。

新法は知的財産保護の改良に向けたステップである。ニセの或いは誤解を呼ぶ商標を関した商品は没収の対象となり、それらの販売業者は起訴される。

アラブ首長国連邦

UAE、1,600kgのニセのバイアグラを押収
(新華社通信、2007年8月28日付)

国営首長国通信によれば、ドバイ国際空港で保健省、税関、警察当局により、全体で1,600キロのニセのバイアグラが押収された。Humaid Al Qattami 保健大臣によれば、これらのニセバイアグラは再輸出が目的でドバイ空港から国内に密輸されようとしていた。

「貨物はインドからドバイに向け発送され、他国への再輸出が狙いだった。保健省の薬品管理局がドバイ税関、ドバイ警察と連携し、ドバイの貨物集積所への到着を待ってニセ薬を押収した」と、大臣は語っている。

今回の押収はUAEでこれまでこの種の最大規模で、押収された薬は処分される。

「保健省はこのような知的財産権の悪質な侵害でかつ深刻な健康被害を招きかねない企てには断固として対処する」との大臣の弁。